

神栖市緊急経済・雇用対策本部設置要項

(設置)

第1条 世界的な金融不安の影響による厳しい経済及び雇用情勢に鑑み、雇用の確保等による市民生活の安定、地域経済の活性化を目指し、緊急に実施すべき経済・雇用対策を総合的に推進するため、神栖市緊急経済・雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

経済動向、雇用状況等の情報の収集及び提供に関すること。

経済・雇用対策の企画立案及び総合調整に関すること。

経済・雇用対策に関する関係機関との調整に関すること。

その他経済・雇用対策を推進するため、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長とし、対策本部を主宰する。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充て、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の定める副本部長がその職務を代理する。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 対策本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 対策本部の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年2月10日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長
企画部長
波崎総合支所長
健康福祉部長
生活環境部長
都市整備部長
産業経済部長
教育部長
会計管理者
議会事務局長
政策監
危機管理監